

資 料 提 供	
令和6年10月4日	
担当課 (担当者)	選挙管理委員会事務局 (石本、三谷、倉光)
電話番号	0857-26-7058

令和6年3月24日執行の鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙の  
選挙運動に関する費用収支報告書の要旨の公表

令和6年3月24日に執行された鳥取県議会議員鳥取市選挙区補欠選挙に関し、本日まで提出された選挙運動費用収支報告書の要旨について、別添のとおり本日発行の公報により公表しました。

なお、概要については下記のとおりです。

記

概 要（収支報告書の要旨は、別紙を参照）

(1) 法定選挙運動費用額 4,952,200円

$$\left( \begin{array}{l} \text{参考：法定選挙運動費用額の算出方法} \\ \frac{83\text{円} \times \text{選挙区選挙人名簿登録者数}}{\text{選挙区の議員定数}} + 390\text{万円} \\ (100\text{円未満は}100\text{円}) \end{array} \right)$$

(2) 収支報告書提出状況等

立候補者数 3名  
提出者数 3名

(3) 収支の状況

ア 収入

(単位：円)

項目	今回 (立候補者数(提出者数):3)		R5統一(鳥取市選挙区) (立候補者数(提出者数):13)	
	総収入額	4,141,451	100.0%	19,871,310
寄附総額	1,459,500	35.2%	5,014,999	25.2%
その他の収入 (自己資金、借入金等)	2,681,951	64.8%	14,856,311	74.8%
<b>候補者1人当り平均額</b>				
収入総額	1,380,484		1,528,562	
寄附総額	486,500		385,769	
その他の収入 (自己資金、借入金等)	893,984		1,142,793	

注)「候補者1人当り平均額」の内訳は端数処理をしているため、総額と一致しない場合がある。

## イ 支出

(単位：円)

項目	今回 (立候補者数(提出者数)：3)		R5統一(鳥取市選挙区) (立候補者数(提出者数)：13)	
総支出額	7,279,708	100.0%	26,297,994	100.0%
人件費	912,500	12.5%	3,321,160	12.6%
家屋費	49,280	0.7%	1,760,319	6.7%
通信費	0	0.0%	125,507	0.5%
交通費	0	0.0%	234,056	0.9%
印刷費	3,751,606	51.5%	13,717,591	52.2%
広告費	1,943,244	26.7%	4,982,007	18.9%
文具費	1,992	0.0%	43,860	0.2%
食糧費	415,543	5.7%	1,359,381	5.2%
休泊費	14,000	0.2%	36,000	0.1%
雑費	191,543	2.6%	718,113	2.7%
<b>候補者1人当り平均額</b>				
支出総額	2,426,569		2,022,923	
人件費	304,167		255,474	
家屋費	16,427		135,409	
通信費	0		9,654	
交通費	0		18,004	
印刷費	1,250,535		1,055,199	
広告費	647,748		383,231	
文具費	664		3,374	
食糧費	138,514		104,568	
休泊費	4,667		2,769	
雑費	63,848		55,239	

注)「候補者1人当り平均額」の内訳は端数処理をしているため、総額と一致しない場合がある。

## 【参考】

## 1 収支報告書の提出義務(公職選挙法第189条)

出納責任者は、選挙運動に関しなされた寄附及びその他の収入並びに支出についての報告書を、領収書の写し等を添付して、選挙期日から15日以内(その後になされた収支については、当該収支がなされた日から7日以内)に県選挙管理委員会に提出しなければならない。

## 2 収支報告書の公表、保存及び閲覧(公職選挙法第192条)

- (1) 県選挙管理委員会は、収支報告書を受領したときは、その要旨を県公報により公表しなければならない。
- (2) 収支報告書は、県選挙管理委員会において、受領した日から3年間、保存しなければならない。
- (3) 何人も、(2)の期間中において、収支報告書の閲覧を請求することができる。

### 3 報告事項

- (1) 収入 寄附 …………… 金銭、その他の財産上の利益の收受  
その他の収入 …… 寄附以外の収入（自己資金等）
- (2) 支出 人件費等10項目に分類して計上（4参照）

### 4 支出10項目の内訳

- (1) 人件費  
選挙運動のために使用する者（車上運動員、手話通訳者等）並びに労務者に支払われる報酬
- (2) 家屋費
  - ア 選挙事務所費 …… 選挙事務所の借上料等
  - イ 集合会場費 …… 個人演説会場の借上料等
- (3) 通信費  
事務連絡のみに使用される電報・封書に要する費用及び電話の借上料・通信料等
- (4) 交通費  
選挙運動に従事する者等に対し支給された鉄道賃、車賃等及び連絡用の自動車の借上料・燃料費等
- (5) 印刷費  
選挙運動用ポスター、はがき及びビラの印刷費等
- (6) 広告費  
立札、看板、ちょうちん、たすき、拡声機及び選挙運動用ビラの新聞折込代等
- (7) 文具費  
紙、ペン、画鋏、テープ類その他選挙運動のために使用した消耗品費等
- (8) 食糧費  
湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子類の提供に要した費用、法律で認められた範囲の運動員・労務者に対して提供する弁当の調製に要した費用
- (9) 休泊費  
休憩及び宿泊に要した費用
- (10) 雑費  
(1) から (9) まで以外の諸費用（選挙事務所の光熱水費等）

別紙

鳥取県議会議員一般選挙の選挙運動費用収支報告書の要旨

1 選挙区別集計

単位：円

上段：合計、下段：1人当たり

選挙区名 (提出者数)	収 入			支 出										
	寄 附	その他の収入	総 計	人件費	家屋費	通信費	交通費	印刷費	広告費	文具費	食糧費	休泊費	雑 費	総 計
鳥取市(3)	1,459,500	2,681,951	4,141,451	912,500	49,280	0	0	3,751,606	1,943,244	1,992	415,543	14,000	191,543	7,279,708
	486,500	893,984	1,380,484	304,167	16,427	0	0	1,250,535	647,748	664	138,514	4,667	63,848	2,426,569
(合計構成比)	35.24	64.76	100.00	12.53	0.68	0.00	0.00	51.54	26.69	0.03	5.71	0.19	2.63	100.00

\*小数点以下を四捨五入した額によっているため、1人当平均額の合計は総計欄の額に一致しない場合がある。

R5統一（県議全体）1人当平均額 1,883,873

2 候補者別（五十音順）集計

鳥取市選挙区（法定選挙運動費用額：4,952,200円）

単位：円

候補者名 氏 名	党 派	収 入			支 出										
		寄 附	その他の収入	総 計	人件費	家屋費	通信費	交通費	印刷費	広告費	文具費	食糧費	休泊費	雑 費	総 計
玉木 裕一	日本維新の会	925,000	1,000,000	1,925,000	442,500	9,580	0	0	1,197,385	706,650	0	151,058	14,000	165,028	2,686,201
山本 暁子	無所属	0	1,681,951	1,681,951	335,000	3,000	0	0	1,401,541	1,058,117	1,764	170,309	0	15,164	2,984,895
吉田 正	無所属	534,500	0	534,500	135,000	36,700	0	0	1,152,680	178,477	228	94,176	0	11,351	1,608,612
<b>合 計</b>		1,459,500	2,681,951	4,141,451	912,500	49,280	0	0	3,751,606	1,943,244	1,992	415,543	14,000	191,543	7,279,708
<b>1人当平均額</b>		486,500	893,984	1,380,484	304,167	16,427	0	0	1,250,535	647,748	664	138,514	4,667	63,848	2,426,569

\*小数点以下を四捨五入した額によっているため、1人当平均額の合計は総計欄の額に一致しない場合がある。

R5統一（鳥取市選挙区）1人当平均額 2,022,923